

## ○石川県警察の足跡取扱いに関する訓令

〔昭和54年10月1日〕  
石川県警察本部訓令第14号

改正 昭和60年12月20日警察本部訓令第12号  
平成19年8月1日警察本部訓令第22号  
平成30年11月22日警察本部訓令第18号  
令和3年9月24日警察本部訓令第19号

石川県警察の足跡取扱いに関する訓令を次のように定める。

### 石川県警察の足跡取扱いに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号。以下「細則」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(遺留足跡の採取、証拠力の確保)

第2条 犯罪現場等に臨場した警察職員は、遺留足跡の発見、保存に努め、的確な採取をするとともに、証拠力を確保しなければならない。

2 遺留足跡を採取するときは、事件名、採取年月日時、採取場所等を記載して立会人の署名を求めた紙片及び直尺を添えて写真撮影をしなければならない。

3 採取した遺留足跡には、事件名、採取年月日時、方位、採取者名を記載して立会人の署名を求めなければならない。

(遺留足跡等の送付、通知)

第3条 警察本部の課長、隊長若しくは警察署長（以下「警察署長等」という。）

は、細則第1条第1項規定により、遺留足跡又は現場足跡及び関係者足跡を送付するときは、足跡写真票（様式第1号）によるものとする。

2 足跡写真票は、2部作成して、1部を作成した警察署長等が保管し、1部を刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に送付しなければならない。

3 鑑識課長は、足跡写真票を受領したときは、直ちに保管する足跡写真票と対照し、その結果を足跡対照結果通知書（様式第2号）により、足跡写真票を送付した警察署長等に通知しなければならない。

(警察庁に対する遺留足跡写真票の送付等)

第4条 鑑識課長は、遺留足跡に係る被疑者が他の都府県方面の区域にわたって犯罪を行っていると認められるときは、細則第3条の規定による遺留足跡写真票（細則に定める別記様式第1号又は第2号。以下「遺留足跡写真票」という。）を作成し、これを警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「警察庁犯罪鑑識官」という。）に送付しなければならない。

2 鑑識課長は、警察庁犯罪鑑識官から対照結果の通知を受けたときは、直ちにその内容を足跡写真票を送付した警察署長等に通知しなければならない。

(他の都道府県警察に対する遺留足跡照会等)

第5条 鑑識課長は、遺留足跡に係る被疑者が他の都府県方面の区域にわたって犯罪を行っているとは認められるときは、遺留足跡写真票を作成し、これを当該都道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長（以下「府県鑑識課長」という。）に送付して、該当する遺留足跡の有無を照会することができる。

2 鑑識課長は、当該府県鑑識課長から照会結果の回答を受けたときは、直ちにその内容を足跡写真票を送付した警察署長等に通知しなければならない。

（足跡手配）

第6条 鑑識課長は必要があると認めるときは、警察署長等に対し、遺留足跡又はこれに係る履物の種類、名称、模様その他必要な事項を通知して、被疑者等の発見を求める手配をすることができる。

（遺留足跡等の分類、保管）

第7条 警察署長等は、遺留足跡及び足跡写真票を採取年月日順に整理保管しなければならない。

2 鑑識課長は、受理した足跡写真票を足跡の種類別に分類して整理保管しなければならない。ただし、履物底に係るものについては、警察庁刑事局長が定める分類基準（昭和60年警察庁丙鑑発第15号。以下「分類基準」という。）により分類して整理保管しなければならない。

3 鑑識課長は、警察庁犯罪鑑識官から送付を受けた履物底写真票を分類基準により分類して整理保管しなければならない。

4 遺留足跡及び足跡写真票等の保管期限は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 殺人事件については、公判において判決が確定するまで

(2) 特異又は重要な強盗、強制性交等及び放火の事件については、公訴時効の完成するまで

(3) 公判継続中の事件については、判決の確定するまで

(4) 前3号に掲げる事件以外の事件については、採取後3年

（被疑者足跡照会、回答）

第8条 警察署長等は、必要があると認めるときは、被疑者の足跡又は履物を鑑識課長に送付し、該当する遺留足跡の有無を照会することができる。

2 前項の照会は、被疑者足跡照会書（様式第3号）によるものとする。

3 鑑識課長は、被疑者足跡照会を受理したときは、直ちに保管する足跡写真票等と対照し、その結果を被疑者足跡対照結果回答書（様式第4号）により、被疑者足跡照会をした警察署長等に回答しなければならない。

4 鑑識課長は、被疑者足跡照会に係る被疑者が他の都府県方面の区域にわたって犯罪を行っているとは認められるときは、直ちに細則第7条に規定する被疑者足跡照会書（細則に定める様式第5号又は第6号）を警察庁犯罪鑑識官又は当該府県鑑識課長に送付し、該当する遺留足跡の有無を照会することができる。

5 鑑識課長は、警察庁犯罪鑑識官又は当該府県鑑識課長から照会結果の回答を受けたときは、直ちにその内容を被疑者足跡照会をした警察署長等に通知しなけれ

ばならない。

(鑑定)

第9条 警察署長等は、足跡若しくは履物について鑑定の必要があると認めるときは、鑑識課長に対し、鑑定嘱託書(様式第5号)を送付して行うものとする。

2 鑑識課長は、前項の鑑定嘱託を受理したときは、速やかに鑑定を行い、その結果を文書により鑑定を嘱託した警察署長等に通知しなければならない。

(被疑者検挙の通知)

第10条 警察署長等は、足跡写真票を送付した事件の被疑者を検挙したとき又は事件の引継ぎをしたときは、速やかに鑑識課長に通知しなければならない。

(足跡の簿冊の備付け)

第11条 警察署長等は、足跡処理簿(様式第6号)を備え、足跡の取扱経過を明らかにしておかなければならない。

2 鑑識課長は、足跡写真票処理簿(様式第7号)、被疑者足跡照会処理簿(様式第8号)及び鑑定嘱託処理簿(様式第9号)を備え、足跡の取扱経過を明らかにしておかなければならない。

(被疑者足紋の採取)

第12条 警察署長等は、殺人、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、詐欺、侵入盗、住居侵入及び薬物犯罪に係る被疑者を逮捕したときは、被疑者足紋資料(様式第10号)を作成し、速やかに鑑識課長に送付しなければならない。

2 警察署長等は、前項の規定のほか、捜査のため必要があると認めるときは、被疑者足紋を採取することができる。

(被疑者足紋資料の簿冊の備付け等)

第13条 警察署長等は、被疑者足紋を採取したときは、被疑者足紋資料作成簿(様式第11号)を備え付け、必要事項を記載しなければならない。

2 鑑識課長は、被疑者足紋資料を受理したときは、被疑者足紋資料受理簿(様式第12号)を備え付け、必要事項を記載しなければならない。

(被疑者足紋資料の保管、廃棄等)

第14条 警察署長等から送付を受けた被疑者足紋資料は、鑑識課において保管するものとする。

2 鑑識課長は、鑑識課において保管する被疑者足紋資料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該被疑者足紋を廃棄しなければならない。

(1) 被疑者足紋資料に係る者が死亡したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、被疑者足紋資料を保管する必要がなくなったとき。

3 鑑識課長は、前項の規定により保管する被疑者足紋資料を廃棄したときは、被疑者足紋資料受理簿(様式第12号)に、その廃棄状況を明らかにしておかなければならない。

(遺留足紋等の照会)

第15条 警察署長等は、犯罪現場等から採取した遺留足紋等(変死者等の足紋を含

む。)がある事件について、鑑識課で保有する被疑者足紋資料の中に、被疑者等と認められる者があるときは、対象者を指名して照会をすることができる。

2 前項の照会については、指掌紋の照会要領を準用するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和54年10月1日から施行する。

2 削除

3 足こん跡取扱要綱（昭和37年5月14日付発鑑第422号）は廃止する。

附 則（昭和60年12月20日警察本部訓令第12号）

1 この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

2 この訓令の施行後において、犯罪現場等から採取したタイヤこん、工具こん、その他のこん跡の取扱いについては、この訓令の第2条、第3条、第6条、第7条（第2項ただし書及び第3項を除く。）、第8条、第9条、第10条及び第12条の規定を準用する。

附 則（平成19年8月1日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成30年11月22日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和3年9月24日警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。